

[仮称] 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通を理解し、促進する条例について

1 第1回専門部会における主な意見

令和4年6月20日に開催した第1回専門部会において骨子案たたき台を議論したところ、各委員からの主な意見は次のとおりでした。

【条例名】

- ・条例名に「手話」だけが出ていることに疑問を感じる。全ての障害者の意思疎通、コミュニケーションをカバーできるような名称にする方が良い。
- ・一般の方は、この仮称の「障害者の文化を守り育てる」という部分がコミュニケーションのことを指すとは結びつきにくい。
- ・「手話をはじめとする」という部分は、他のコミュニケーション手段の存在が少し薄くなってしまう。

【前文】

- ・知的障害者は学校に行く機会も与えてもらえなかった。前文にその歴史を記載して欲しい。

【基本理念】

- ・障害児者本人からの発信されるコミュニケーションの尊重という言葉が入るといい。

【責務および役割】

- ・保健、医療、福祉の三者をこの中に入れてもらいたい。

【基本的施策】

- ・人材の養成等に手話通訳者等の処遇改善を進めていくことを加える必要がある。

2 今後の進め方

令和4年度中の条例制定を目標に、専門部会において条例の検討を進めていきます。

- | | |
|---------|---|
| R4.7~8 | 常任委員会(骨子案)、第2回専門部会 |
| R4.9~11 | 常任委員会(素案)、タウンミーティング開催、第3回専門部会、パブリックコメント |
| R4.12 | 第4回専門部会、常任委員会(最終案) |
| R5.2 | 条例案上程 |
| R5.4 | 条例施行 |